

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「第4次エコアクション一宮」

（平成28年度～平成32年度）

平成28年3月



目 次

第1章	実行計画策定の背景	1
1	地球温暖化問題	1
2	国際的な取組と日本の対応	1
3	国内における温室効果ガス総排出量の推移	2
4	実行計画策定の根拠	3
第2章	計画の基本的事項	3
1	計画の目的	3
2	計画の位置づけ	3
3	計画の期間及び基準年度	4
4	計画の対象範囲	4
	(1) 対象とする事務・事業及び組織などの範囲	4
	(2) 対象とする温室効果ガス及び地球温暖化係数	4
	(3) 算定方法	5
5	計画で用いるガイドライン	5
第3章	温室効果ガスの排出量及び種別について	5
第4章	計画の目標と目標達成に向けた取組	6
1	第3次エコアクション一宮の推進状況	6
2	地球温暖化防止に向けての目標	6
3	目標達成に向けた取組の全体像	6
第5章	取組項目	7
1	日常の事務・事業に関する取組	7
2	職員に対する研修など	9
第6章	地球温暖化対策実行計画の推進体制	10
1	推進体制の整備	10
2	計画の進行管理	10
3	実施状況の公表	11

第1章 実行計画策定の背景

1 地球温暖化問題

地球温暖化とは、地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に上昇する現象であり、その主因は人為的な温室効果ガスの排出量の増加であるとされています。地球温暖化は、地球全体の気候に大きな変動をもたらすものであり、平均気温の上昇、農作物や生態系への影響、暴風、台風などによる被害も観測されています。

「気候変動に関する政府間パネル（IPCC）」は、平成25年9月に最新の知見をとりまとめた第5次評価報告書の第1作業部会報告書（自然科学的根拠）を公表しました。この中では観測事実として、気候システムによる温暖化については疑う余地がないこと、人間による影響が20世紀半ば以降に観測された地球温暖化の支配的な要因であった可能性が極めて高いことなどが示され、早い段階でのCO₂の排出削減の必要性を訴えています。

地球温暖化対策は、国、都道府県、市区町村が、それぞれの行政事務の役割、責務などを踏まえ、相互に密接に連携し、施策を実施して初めて効果が期待できます。東日本大震災後のエネルギー政策の見直しなどもあり、低炭素社会の実現に向けて、地方公共団体の役割の重要性はますます高まってきています。

2 国際的な取組と日本の対応

地球温暖化防止に関する国際的な取組として、平成4年に国連気候変動枠組条約が採択され、同年の国連環境開発会議（地球サミット）では、世界中の多くの国が署名を行い、平成6年には条約が発効いたしました。

また、これを受けて締約国会議が始まり、「温室効果ガスの排出および吸収に関し、特定された期限の中で排出抑制や削減のための数量化された拘束力のある目標」を定めることが決定されました。平成9年には、地球温暖化防止京都会議（COP3）が開催され、京都議定書が採択されました。この中で我が国については、温室効果ガスの総排出量を「平成20年から平成24年」の第一約束期間に、平成2年レベルから6%削減するとの目標が定められました。

これらの国際的な動きを受け、我が国では「地球温暖化対策の推進に関する法律（以下「温対法」という。）」が公布され、平成11年4月に施行されています。この法律では、地球温暖化対策への取組として、国、地方公共団体、事業者及び国民それぞれの責務を明らかにするとともに、国、地方公共団体の実行計画の策定、事業者による算定報告公表制度など、各主体の取組を促進するための法的枠組みを整備するものとなっています。また、地球温暖化対策に関する具体的な取組については、「地球温暖化対策推進大綱」が策定された後、京都議定書の発効を受け、平成17年4月に「京都議定書目標達成計画」が定められました。京都議定書目標達成計画においては、京都議定書で定められた平成2年度比6%削減の目標達成に向けた対策の基本的な方針が示されるとともに、温室効果ガスの排出削減、吸収などに関する具体的な対策、施策が示されました。

我が国は京都議定書第二約束期間には参加せず、「京都議定書目標達成計画」は平成24年度末を以て終了しましたが、平成25年度以降、国連気候変動枠組条約締約国会議(COP16)の坎クン合意に基づき、平成32年までの削減目標の登録と、その達成に向けた進捗の国際的な報告・検証を通じて、引き続き地球温暖化対策に積極的に取り組んでいくものとしています。

また、新たな地球温暖化対策計画の策定までの間の取組方針として、地球温暖化対策を切れ目なく推進する必要性に鑑み、当該計画の策定に至るまでの間においても、地方公共団体、事業者及び国民には、それぞれの取組状況を踏まえ、「京都議定書目標達成計画」に掲げられたものと同程度以上の取組を推進することとしています。

平成27年6月に政府は平成32年以降の温暖化対策の国際枠組みの約束草案として平成42年(2030年)度で平成25年(2013年)度比26.0%の温室効果ガス削減目標を掲げ、並行して進めている将来のエネルギーの最適構成の見通しと整合させつつ、二酸化炭素の森林吸収なども織り込み、実現可能な目標を設定しました。気候変動枠組条約締約国会議(COP21)で、全ての主要国が参加する公平で実効性のある国際的な枠組み作りを目指していくとしています。

3 国内における温室効果ガス総排出量の推移

日本の温室効果ガス総排出量は、平成25年度で14億800万トン(二酸化炭素換算値)であり、京都議定書の基準年の総排出量12億7,000万トンと比べて約10.8%上回っています。

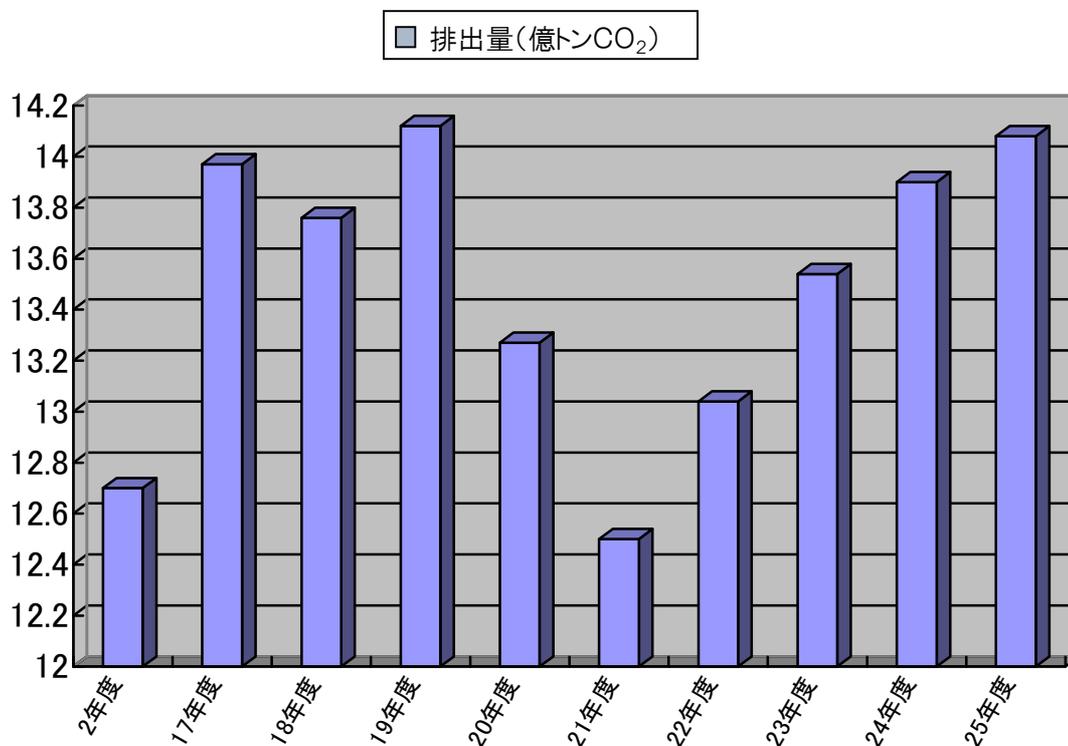


図1 我が国の温室効果ガス総排出量

4 実行計画策定の根拠

本市は温対法第20条の3第1項の規定により、地方公共団体実行計画である「地球温暖化対策実行計画（事務事業編）第4次エコアクション一宮」を策定します。

また、「エネルギーの使用の合理化に関する法律（以下「省エネ法」という。）」では、エネルギー使用量が一定規模以上の場合に、特定事業者として国にエネルギー使用状況と削減計画を届け出ることが義務付けられ、年平均1%以上低減させる努力目標が課せられています。このことから、本計画は、省エネルギー対策に取り組んでいく役割も併せ持つものとしします。

地球温暖化対策の推進に関する法律(抜粋)

第20条の3 都道府県及び市町村は、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2～7（省略）

8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

9 第5項から前項までの規程は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。

10 都道府県及び市町村は、毎年1回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

11～12（省略）

第2章 計画の基本的事項

1 計画の目的

本計画は、市の組織及び施設における全ての事務・事業から発生する温室効果ガスの排出を抑制するため、率先して地球温暖化対策の推進を図ることを目的としします。さらに、市の率先した取組の成果などを広く周知していくことで、市民や事業者などの皆さんが地球温暖化防止に向けた取組の更なる実践を促すため、平成28年3月に計画期間が終了する地球温暖化対策実行計画「第3次エコアクション一宮」の後継計画として策定するものです。

2 計画の位置づけ

本計画は、「一宮市環境基本条例」、「第2次一宮市環境基本計画」及び「一宮市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」の基本理念に基づき、市の事務・事業における温室効果ガス排出抑制対策を具体的に実行するために策定するものです。

また、省エネ法第14条及び第15条で求められる中長期計画書及び定期報告作成に係る手順書、及び県民の生活環境の保全等に関する条例第73条及び第74条で求められる地球温暖化対策計画書及び実施状況書作成に係る手順書とします。

3 計画の期間及び基準年度

【基準年度】平成27年度

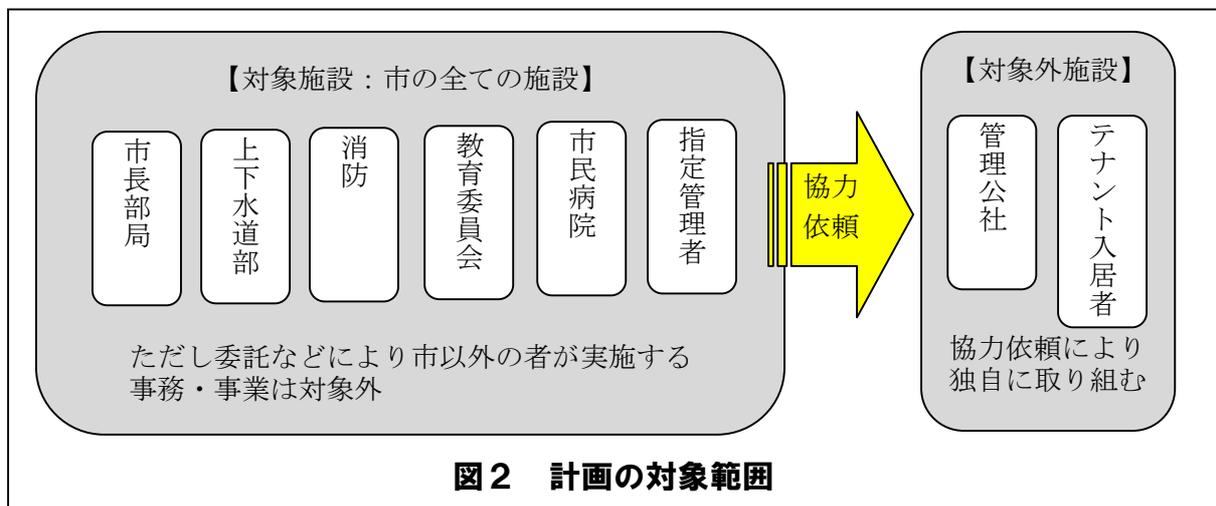
【計画期間】平成28年度から平成32年度までの5年間

※ 社会状況の変化や技術的進歩、実務の妥当性などを踏まえ、必要に応じて見直す

4 計画の対象範囲

(1) 対象とする事務・事業及び組織などの範囲

【対象範囲】市が行う全ての事務・事業及び市が所有する全ての施設
指定管理者へ管理運営を委託している公の施設も対象



(2) 対象とする温室効果ガス及び地球温暖化係数

温対法第2条第3項に規定する7種類の温室効果ガス及び同第5項に規定する係数とします。なお、パーフルオロカーボン（PFC）、三ふっ化窒素（NF₃）については、全体の排出量が少ないこと及び排出の実態把握が極めて困難であるため、対象から除外します。

温室効果ガス	地球温暖化係数	算定対象※1
二酸化炭素（CO ₂ ）	1	○
メタン（CH ₄ ）	25	○
一酸化二窒素（N ₂ O）	298	○
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	14800 ※2	△
パーフルオロカーボン（PFC）	7390 ※2	×
六ふっ化硫黄（SF ₆ ）	22800	△
三ふっ化窒素（NF ₃ ）	17200	×

※1 ○は算定対象、△は一部対象、×は対象外
 ※2 HFC及びPFCの地球温暖化係数は各物質により異なり、ここでは代表的な値を示しています。

(3) 算定方法

各課（公所）における活動量を調査、把握し、その活動量に排出係数と地球温暖化係数を掛け合わせて、二酸化炭素換算し、合計したものを温室効果ガス総排出量とします。

5 計画で用いるガイドライン

本計画は、下記のガイドラインなどに従って策定します。

- ・地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・改訂のための手引き
- ・実行計画策定マニュアル及び温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン
- ・温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル

第3章 温室効果ガスの総排出量及び種別について

平成26年度の温室効果ガス総排出量（二酸化炭素換算値）は104,864.4 tでした。温室効果ガス総排出量のうち、CO₂の排出が100,798.7 tと最も多く、全体の96.1%を占めています。次いで、N₂Oが3404.1 t、CH₄が649.0 t、HFCが8.0 t、SF₆が4.5 tとなっています。

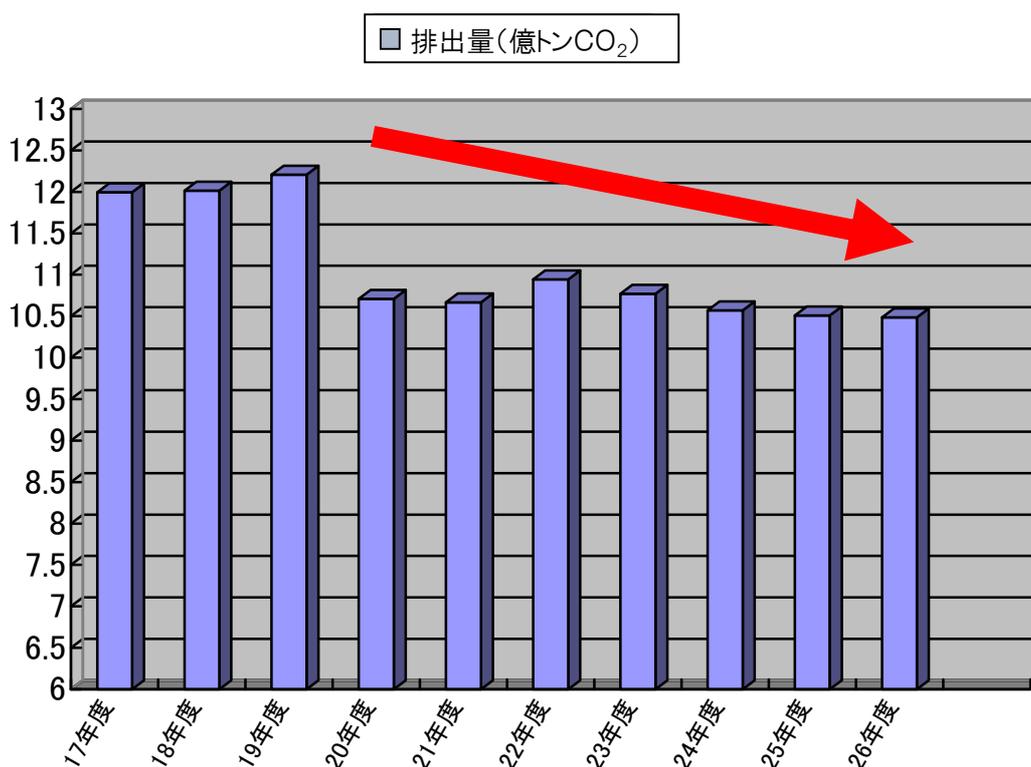


図3 エコアクション一宮対象施設からの温室効果ガス総排出量

第4章 計画の目標と目標達成に向けた取組

1 第3次エコアクション一宮の推進状況

第3次エコアクション一宮では、「市自らが排出する温室効果ガスを、平成27年度までに平成17年度比で15%削減」という目標を定め、職員による率先行動や施設の維持管理などで温室効果ガスの排出削減に取り組んできました。この結果、平成26年度の排出量は平成17年度比で12.6%減となつてはいるものの、目標としている15%削減の達成は非常に厳しい状況です。引き続き、職員一人ひとりが日頃の活動の中で環境問題を更に意識し、目標達成に向けた行動が必要となっています。

2 地球温暖化防止に向けての目標

温室効果ガス総排出量削減目標及びグリーン購入率については次のとおりです。

【温室効果ガス総排出量削減目標】

平成32年度に平成27年度比で8%削減

【グリーン購入率】

原則、グリーン購入率100%

※ グリーン購入率とは、調達対象品目総購入額に占める特定調達物品購入額の割合

3 目標達成に向けた取組の全体像

市は、様々な事務・事業を実施する中で、公共施設などの管理運営を行っています。これらは民間企業などと同じく地域の経済活動の一端を担っている中心的事業所です。そのため、環境保全に関する行動を実行することは、地球温暖化対策をはじめとする、環境負荷の低減に大きく寄与するものです。

また、市は市民、事業者の環境保全に関する自主的な取組を推進する立場にあり、市自らが率先して、これらの課題に取り組む必要があります。一宮市環境基本条例の基本理念などに基づき、全職員が高い意識をもって、日常の事務・事業における省エネ行動を実践していきます。

第5章 取組項目

温室効果ガス総排出量の削減目標達成に向けて、具体的な行動及び取組については、次のとおりです。

1 日常の事務・事業に関する取組

対象施設に従事する者は、環境に配慮しながら日常の事務・事業を推進する中で、下記の事項について率先して取り組み、環境への負荷を低減するよう努めます。

(1) 空調機器の適正使用
さわやかエコスタイルキャンペーン（5月1日～10月31日）を実施します。
空調運転時における室温の目安は、冷房28℃、暖房20℃とし、施設の状況や季節に応じた服装で空調の適温化に努めます。
冬期には太陽光を積極的に取り入れ、空調機器の適正使用に努めます。
空調設備の更新、導入にあたっては、エネルギー効率の高い空調設備を導入します。
空調効率を高めるため緑のカーテンやブラインドなどを設置します。
使用していない部屋などの空調機器の電源を切ります。
ストーブなどの暖房機器を使用する際には、室温の適温化に努めます。
(2) 照明器具の適正使用
市民サービスの低下にならない範囲で、不要な照明の電源を切ります。
自然光を取り入れることによって照度が十分確保される場合は、不要な照明の電源を切ります。
昼休み、時間外勤務中は不要な照明の電源を切ります。
消費電力の少ないLED照明などの高効率照明を取り入れます。
(3) O A機器など電化製品の適正使用
パソコンなどのO A機器の購入（更新）にあたっては消費電力が少なくエネルギー消費効率の良い製品を導入します。
昼休みなど長時間使用しない時はパソコンの電源を切ります。
使用頻度の少ないO A機器については、原則として電源を切り、必要な時だけ電源を入れます。
帰庁時には電源をコンセントから抜くか、省エネタップを使用して、待機電力を削減します。
(4) 用紙類の使用に関する取組
総合評価値80以上のものとします。
原則、両面印刷とし、資源を有効に使います。
会議などで配付する紙資料は最小限とし、簡素化、共有化を図ります。
タブレット端末などを利用し、事務のペーパーレス化を進め、使用量の削減に努めます。

使用済み用紙の裏面活用や、使用済み封筒の再利用に努め、有効な資源をリサイクル、リユースします。
再生紙などの購入・使用においては、リサイクルしやすいものを選択します。
(5) 公用車の使用などに関する取組
公用車は低公害車など環境に優しい車両を購入します。
公用車の使用にあたっては、走行ルート合理化や乗り合わせをするなど燃料の節約に努めます。
急発進、急加速、急ブレーキを止め、無理のないエコドライブで燃費を向上させます。
必要のない荷物を積まないようにします。
近距離の移動は、徒歩や自転車を利用します。
タイヤの空気圧など日頃から車両の点検・整備を行います。
ノーカーデーを実施し、バイクや自家用自動車の利用を自粛します。
(6) 水道水の使用に関する取組
日頃から節水に努め、削減を図ります。
定期的に水道使用量を確認し、漏水の早期発見に努めます。
水栓を交換する際には、節水効果の高いものにします。
樹木への散水については、雨水の利用に努めます。
(7) 廃棄物の減量に関する取組
ごみの削減に努めます。
ごみの分別を徹底し、廃棄物のリサイクルに努めます。
詰め替え可能な製品を購入し、過剰包装された商品の購入は避けます。
作業服などの貸与被服には、再生プラスチック原料を用いた製品の購入に努めます。
職員は水筒やマイカップを持参し、使い捨て容器などの削減に努めます。
(8) 公共工事などに関する取組
環境に優しい資材、工法などを活用した公共工事を行います。
公共工事などで発生した土、アスファルトなどの再利用に努めます。
公共工事などで発生した廃棄物を適正に処理します。
(9) その他の取組
施設建設時にはエネルギー効率の高い設備を設置し、施設の省エネルギー化を図ります。
太陽光発電などの再生可能エネルギーを導入し、温室効果ガスの排出量の抑制に努めます。
電力負荷平準化を図るため、電気使用量の適正な管理を行います。
グリーン購入の推進を図ります。
環境配慮契約を推進し、温室効果ガスなどの排出の削減を図ります。

屋上緑化、壁面緑化など緑化を進めます。
廃棄されるエアコン・冷蔵庫・公用車などに内蔵されるフロン類を適切に管理します。
階段の利用に努め、エレベーターの使用を控えます。
給湯温度は使用時期に応じて適正に調整します。
不要となった備品で使用可能なものについては、他課に周知するなどし、有効利用を図ります。
職員の環境保全活動を推進すべく周知を行います。

2 職員に対する研修など

「エコアクション一宮」の主体は職員一人ひとりであり、職員が日頃の活動の中で環境問題を意識し行動することが、この計画を成功させるために最も重要な事項となります。そのため、職員の環境保全に対する意識の向上を図るための研修の実施や地球温暖化対策に関する情報を提供します。

第6章 地球温暖化対策実行計画の推進体制

1 推進体制の整備

計画の推進、点検・評価に当たっては、一宮市地球温暖化対策実行計画検討委員会において、その基本的な方針などを決定するとともに、計画の実効性を確保するため、各課（公所）などに実行計画推進者を置き、取組状況の点検を行う体制を以下のとおり構築します。

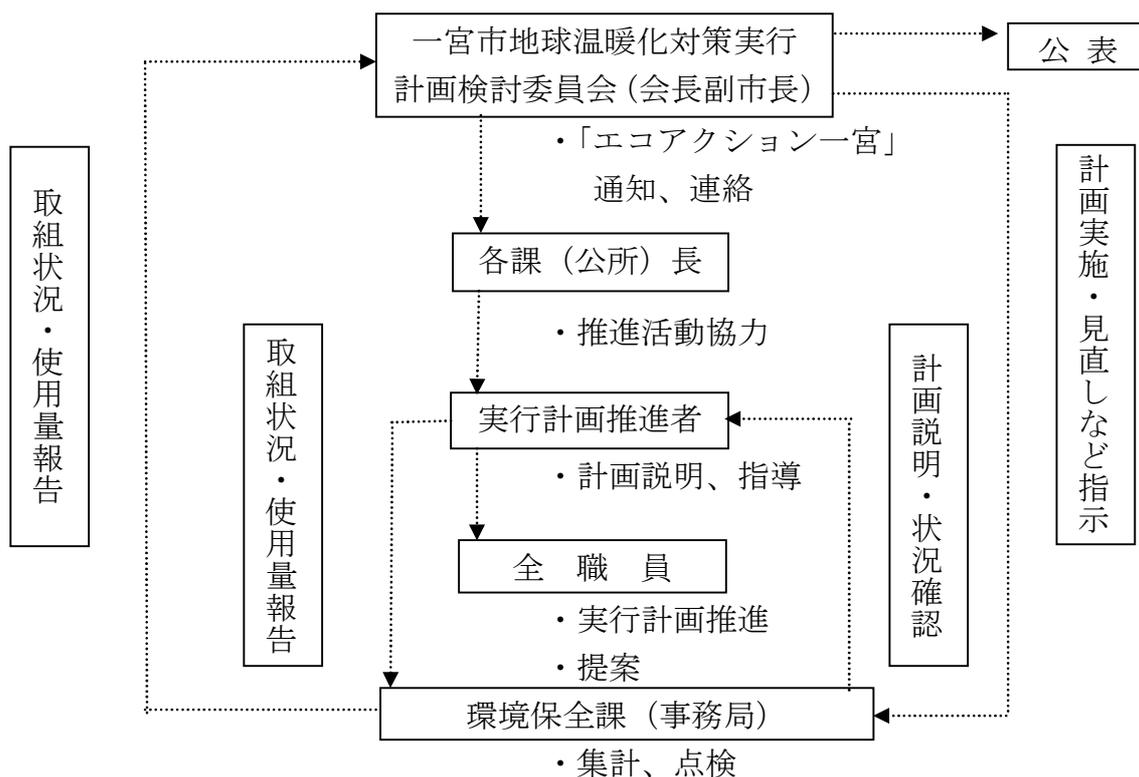


図4 推進体制

2 計画の進行管理

本計画の進行状況を「一宮市地球温暖化対策実行計画検討委員会」へ報告し、点検、是正、見直しなどを行います。計画（Plan）、実施（Do）、点検・評価（Check）及び改善・見直し（Action）を行うことで、継続的な改善を図りながら推進していきます。

また、PDCAサイクルを継続的に運用し、職員一人ひとりの環境保全に対する意識を高めながら、各取組を実施していきます。

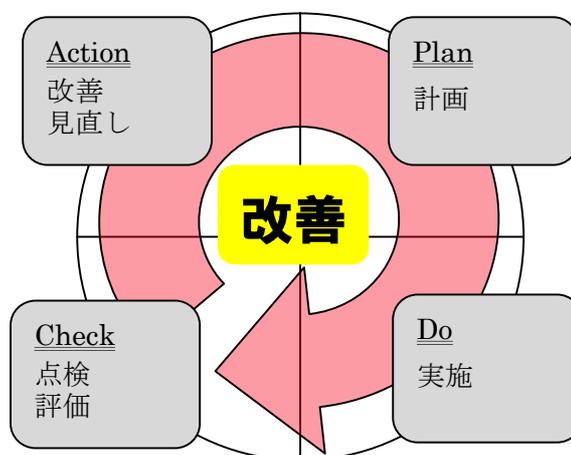


図5 計画の進行管理

3 実施状況の公表

温対法第20条の3では、毎年1回、実行計画に基づく取組の実施状況を公表することが義務付けられています。このため、温室効果ガス排出量及び取組内容などについて、市ウェブサイトなどで公表します。



一宮市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

「第4次エコアクション一宮」

<発行> 一宮市

<編集> 環境部環境保全課

〒491-0201 一宮市奥町字六丁山52番地

TEL : (0586) 45-7185

FAX : (0586) 45-7187

Eメール : kankyohozen@city.ichinomiya.lg.jp